

畜産会 経営情報

NO.

439

令和 8 年 6 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デーアイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

主な記事

1 畜産リノベ情報

令和 8 年度畜産特別資金融通事業（畜産リノベ資金
および酪肉支援資金）の実施について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

2 畜産リノベ情報

令和 6 年度畜産特別資金等借入者に係る経営改善状
況調査結果の概要について①

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産リノベ情報

令和 8 年度畜産特別資金融通事業（畜産リノベ資金 および酪肉支援資金）の実施について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

1. 事業の概要

本事業は、借入金の償還が困難な酪農経営、肉用牛経営または養豚経営に対し、長期・低利資金への借り換えと、地域の関係機関による指導がセットになった大家畜・養豚特別支援資金（以下、「畜産リノベ資金」という）および 3 年分の償還額を長期・低利資金へ借り換えることにより経営環境の変化への対応をサポートする酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下、「酪肉支援資金」という）を融通する融資機関に利子補給を行うとともに、畜産協会等が実施主体となる経営改善指導事業および農業信用基金協会による債務保証に

対する支援を行う事業です。

事業実施期間（貸付期間）は、畜産リノベ資金にあっては令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間、酪肉支援資金にあっては令和 7 年度の緊急対策として措置された資金ですが令和 8 年度も継続実施されることとなりました。

また、畜産リノベ資金の貸付日は、令和 7 年度においては緊急的に年 4 回の貸付日を設定しましたが、令和 8 年度からは恒久的に年 4 回（2 月、5 月、8 月および 11 月の末日）の貸付日となりました。なお、当初から年 4 回の貸付日としていた酪肉支援資金も同様の規定ぶりとしています。

(1) 畜産リノベ資金

① 経営改善資金

毎年、経営改善計画を見直すことを要件として、毎年の約定償還金のうち償還困難な額を限度として借り換え（ローリング方式）を行うとともに、地域の関係機関による継続的な指導により収益性の向上に取り組み、経営改善計画作成後10年を経た年に、その年の全ての約定償還金の返済ができるようになることを目的とした制度資金です。

また、貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると都道府県知事が認めた場合には、既往借入資金の残高一括借換えが可能となっています。

しかしながら、経営改善指導による改善効果が十分に発揮されておらず、経営改善計画の達成が確実と見込み難い場合には、引き続き、ローリング方式を継続し、経営体の経営改善のための意識改革を継続的に促すこととしています。

② 経営継承資金

後継者への経営継承を行うことを条件に、複数の借入金を長期・低利の本資金にまとめ、毎年の償還圧を減らして返済をやすくするなど、円滑な経営継承を図るため、経営の安定に必要な範囲で既往借入資金の残高一括借換えを行います。

(2) 酪肉支援資金

酪肉支援資金は、社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛経営の担い手の資金繰りを安定させ、おおむね5年で経営を安定させることを目的とした制度資金です。

なお、酪肉支援資金では残高一括借換えをすることはできませんが、3年分の借換えを行ってもなお一括借換えが必要な場合であって、担い手経営改善計画の達成が確実に認められる場合には、令和9年度に畜産リノベ資金により、必要な限度で残高一括借換えが可能となっています。

(3) 酪肉支援資金または畜産リノベ資金の選択について

このように、酪肉支援資金、畜産リノベ資金の両資金には、基本的な考え方や目的に相違があることから、この点を十分認識した上で適切な資金を選択することとし、継続的な経営改善指導が必要な経営体の場合は畜産リノベ資金の利活用を検討願います。

2. 推進方針

地域の指導機関で構成される県団体等は、畜産リノベ資金または酪肉支援資金が必要であると思慮される経営体を早期に把握し、必要な対策を早期に講じることが重要です。なお、畜産リノベ資金の活用のタイミングは、既往債務に負担を感じ、償還猶予等の条件変更を検討する頃を想定しています。

(1) 畜産リノベ資金

県団体等は、畜産リノベ資金の借入者の経営改善を的確かつ早期に達成するため、次に掲げる事項等を考慮し、当該借入者に最も適切な経営・技術指導等を行います。

- ① 生産技術等の課題については、要因分析と課題解決に向けた具体的方法を提示すること
- ② 経営改善指導は、借入者の経営が安定するまで継続すること
- ③ 自律的な経営管理ができるようにするため、借入者自らが収支管理を行うよう

指導すること

(2) 酪肉支援資金

融資機関は、借入者の担い手経営改善計画の達成が早期に実現するよう努める必要があります。このため、毎年提出される財務諸表等の内容から計画の進捗状況を確認し、必要に応じて借入者に対し計画達成に必要な指導を行います。

一方、県団体等は、融資機関が借入者に対して行う指導に際し、融資機関からの求めに応じて助言等の必要な対応を行います。

3. 畜産リノベ資金における事業推進に当たっての留意事項

(1) 借入希望者の要件

- ① 借入希望者は、償還が終了するまでの間、自ら収支管理（会計ソフトによる記帳や、毎年の財務諸表等を作成し融資機関に提出する等）を行い、自らの経営状況の把握・確認を行うこと。
- ② 配合飼料価格安定制度に加入していた借入希望者は、継続して加入することが要件となっていることから、経営改善計画に配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を添付して融資機関に提出すること。

(2) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等の取り扱い

貸越勘定等は、融資機関（農協）において、固定化しないよう適正に管理・運営するとともに、固定化した場合は、その管理・回収を適切に行うことが基本です。なお、固定化したものの解消方法として資金化を選択する場合には、長期資金化を図ることにより、長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要です。

このようなことから、複数年間の固定化部分を長期資金化せずに放置し、畜産特別資金による借換えを行うために資金化するのは、適切な資金制度利用とはいえません。

買掛未払金等を長期固定化させる以前に、畜産リノベ資金のローリング貸付の利用を検討願うとともに、早め早めの経営改善指導により、経営者の長期経営継続への支援をお願いします。

(3) 事業継承後の取り扱い

後継者への経営継承等により、税制上の畜産経営者が変更となった場合には、必ず融資機関に届け出て、債務者の追加・変更を行うとともに、農業信用基金協会および中央畜産会に変更の届け出を行ってください。

届け出を失念した場合には、代位弁済の可否に影響を及ぼす可能性がありますので注意が必要です。

(4) 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

都道府県知事等は、養豚経営に対する経営改善計画の承認審査に当たっては、飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守の意志を確認し、当該借入希望者に同基準の遵守の意志がない場合には審査を行わないものとし、また、同基準に不遵守項目がある場合には、当該借入希望者に対し改善を促すよう努めることとなっています。

(5) みどりの食料システム戦略による環境負荷軽減に係るクロスコンプライアンス

借入希望者または借入者は、「補助事業および物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月25日付け環境バイオマス政策課長通知）に基づき、「みどりチェックシート」に記載された各取組について、点検を行うこと

(表1) 畜産リノベ資金および酪肉支援資金の貸付利率等 (令和8年3月末現在)

	基準金利	貸付利率	利子補給率	自助努力
畜産リノベ資金	3.75%	2.50%以内	1.01%以内	0.24%以上
酪肉支援資金	3.75%	2.50%以内	1.01%以内	0.24%以上

※都道府県は、上乘せ利子補給等の自助努力分 (0.24%以上) について、融資機関等地元関係機関と連携し、都道府県内の負担調整を行ってください。

(表2) 貸付スケジュール (例)

	(5月貸付分)	(8月貸付分)	(11月貸付分)	(2月貸付分)
1. 経営改善計画等の事前ヒアリング	4月下旬～ 5月上旬	7月下旬～ 8月上旬	10月下旬～ 11月上旬	1月下旬～ 2月上旬
2. 審査委員会の開催	5月中旬	8月中旬	11月中旬	2月中旬
3. 事業計画書の理事長協議	5月22日	8月21日	11月19日	2月18日
4. 貸付実行日	6月1日	8月31日	11月30日	3月1日

(注)

- 事前ヒアリングは、都道府県知事等の経営改善計画等の承認に先立って、本事業の関係機関が参考となる意見や助言等を行うものです。
- 事前ヒアリングの事務局は中央畜産会が担当し、対面またはWebにより実施します。

を通じて、環境に配慮しつつ持続的な畜産物の生産が行われるよう努めることとなっています。

(6) 経営改善計画の見直し

- ① 資金借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年間（経営改善計画の達成状況を踏まえ、都道府県知事等が認めた場合にあっては1年から25年以内で変更可）にわたり、毎年度大家畜・養豚経営改善計画を見直す必要があります。
- ② 見直し期間終了に当たっての審査基準については、(ア)借入者による収支管理が実施されていること、(イ)すべての農業負債の約定償還ができていることまたは約定償還が見込まれること、が要件となっていることに留意が必要です。
- ③ 経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合には、都道府県知事等が経営改善計画の承認の取り消しを行うこととされていることから、県団体等は見直し期間終了後も、約定償還が滞ってい

るなど経営改善計画の達成が危ぶまれる場合には、都道府県知事等と協議の上、引き続き計画の見直しと資金借入者に対する指導を行うものとします。

(7) 貸付利率および利子補給率等

貸付利率は、農業近代化資金の基準金利に基づき、農畜産業振興機構理事長が定めます(表1)。また、利子補給率は、基準金利から貸付利率を減じた率に125分の101を乗じて得た率となります。

なお、農業近代化資金の基準金利は毎月見直しが行われるため、経営改善計画の作成等の際には貸付時の利率と異なる可能性がありますので、直近の貸付利率を参考に経営改善計画の作成指導を行ってください。

問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当：根本

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

●中央畜産会からのお知らせ●

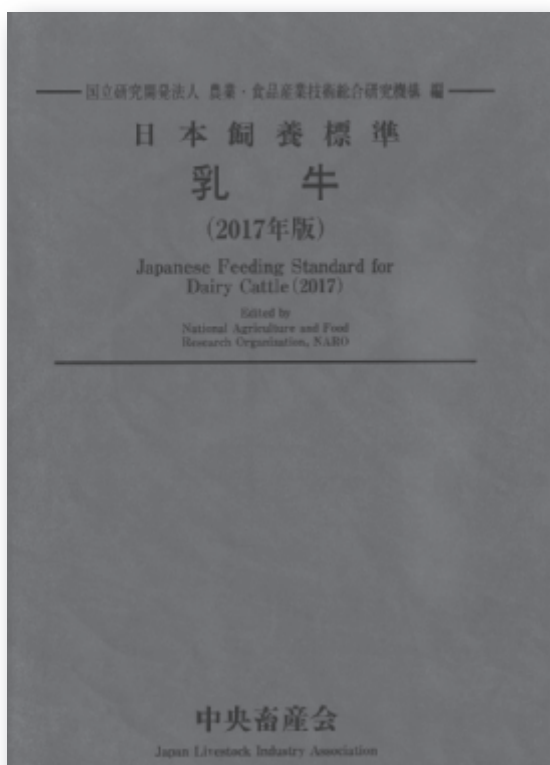
日本飼養標準・乳牛

— (2017年版) —

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判203ページ 養分要求量計算プログラム(CD-ROM)付き

価格：定価3,850円(税込・送料別)



本書は、最近の飼養成績を幅広く収集し、育成牛と妊娠牛の養分要求量を再検討するとともに、解説を充実させ、泌乳牛や育成牛の乾物摂取量について試験データを基に検討を行いました。

泌乳牛では初産牛と経産牛の区分、泌乳初期の乾物摂取量に補正係数を設けて信頼性を高めました。

乳牛の発育曲線については、膨大なデータを基に検討を行い、新たな成長曲線を提示しました。蛋白質では、分解性蛋白質から有効分解性蛋白質への展開を図り、解説を充実させました。

ふん尿排せつ物に関しては乾乳牛、初産牛、2産以上に分けてふん尿量と窒素量を示すとともに、無機物排せつ物量の低減策を記述しました。

また、飼料自給率向上が求められている状況を鑑み、稲発酵粗飼料などの自給飼料の事項を充実させるとともに、参考資料の充実や、添付CD-ROMの養分要求量計算プログラムのバージョンアップを図り、利用者にとってより使いやすくなりました。

酪農経営者や支援指導者必携の1冊です。

目次	■序章 飼養標準改訂の基本方針および本飼養標準の構成
	■第1章 栄養素の単位と要求量
	■第2章 養分要求量(Ⅰ)
	■第3章 養分要求量(Ⅱ)
	■第4章 養分要求量に影響する要因と飼養上注意すべき事項
	■第5章 飼料給与上注意すべき事項
	■第6章 泌乳曲線の平準化
	■第7章 群飼と給与飼料中の養分変動
	■第8章 飼養標準の使い方と注意すべき事項
	■第9章 養分要求量の算定式
	■参考資料1 種雄牛の飼養と発育
	■参考資料2 飼料成分表

令和6年度畜産特別資金等借入者に係る 経営改善状況調査結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

I 本調査の概要

- (1) 本調査は、畜産特別資金融通事業実施要領に基づき、畜産特別資金等の借入者に係る令和6年12月末現在の負債額(借入金、買掛・未払金)の動向を調査し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この調査結果について、23道府県畜産協会等からの報告に基づき、991件(令和6年期首の借入者1,132名の87.5%)の畜産特別資金(大家畜および養豚:経営活性化資金、経営改善支援資金、特別支援資金、(新)特別支援資金、改善緊急支援資金、(改)特別支援資金、特別支援資金(令和5~9年度))および畜産経営維持緊急支援資金(大家畜および養豚)の取りまとめを行いました。

II 結果概要

① 酪農・肉用牛経営

- 畜産特別資金〔大家畜経営活性化資金、大家畜経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、(新)大家畜特別支援資金、改善緊急支援資金(大家畜)、(改)大家畜特別支援資金、大家畜特別支援資金(令和5~9年度)〕
 - ・6年末の負債減少戸数の全体に占め

る割合が10.9ポイント上昇、負債増加戸数が10.9ポイント低下し、前年末より改善

- ・負債減少戸数では、「借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加B」の割合が6.3ポイント前年末より上昇

- ・負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が5.1ポイント前年末より低下

○ 畜産経営維持緊急支援資金(大家畜)

- ・6年末の負債減少戸数の全体に占める割合が14.2ポイント上昇、負債増加戸数が14.2ポイント低下し、前年末より改善

- ・負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が12.3ポイント前年末より上昇

- ・負債増加戸数では、「投資による増加(追加投資額 \geq 増加額)A」の割合が9.1ポイント前年末より低下

② 養豚経営

- 畜産特別資金〔養豚特別支援資金、(新)養豚特別支援資金、改善緊急支援資金(養豚)、(改)養豚特別支

援資金、養豚特別支援資金（令和5～9年度）

- ・ 6年末の負債減少戸数の全体に占める割合が4.2ポイント上昇、負債増加戸数が4.2ポイント低下し、前年末より改善
 - ・ 負債減少戸数では、「借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加B」の割合が7.9ポイント前年末より上昇
 - ・ 負債増加戸数では、「投資による増加（追加投資額 \geq 増加額）A」の割合が5.4ポイント前年末より低下
- 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）
- ・ 6年末の負債減少戸数の全体に占める割合が24.0ポイント上昇、負債増加戸数が24.0ポイント低下し、前年末より改善
 - ・ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が27.9ポイント前年末より上昇
 - ・ 負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が21.4ポイント前年末より低下

1 酪農・肉用牛経営

(1) 畜産特別資金〔大家畜経営活性化資金、大家畜経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、(新) 大家畜特別支援資金、改善緊急支援資金（大家畜）、(改) 特別支援資金、大家畜特別支援資金（令和5～9年度）〕

ア（表1）6年末の負債減少戸数の全体に占める割合が10.9ポイント上昇、負債増加戸数が10.9ポイント低下し、前年末より改善。

① 報告があった513戸のうち、負債減少戸数327戸（全体の63.7%）負債増加戸数は186戸（同36.3%）となっています。

② 5年末、6年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が52.8%から63.7%に上昇、負債増加戸数の割合が47.2%から36.3%に低下しています。

イ（表2）負債減少戸数では、「借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加B」の割合が6.3ポイント前年末より上昇。

① 負債減少戸数の割合は、全体の63.7%で前年末より10.9ポイント上昇し、その内容〔3区分（下表の（注）を参照）をみると、「借入金残高は減少

（表1）畜産特別資金（大家畜）の負債増減の戸数内訳

（単位：戸、%）

区 分	集計戸数			負債減少戸数			負債増加戸数		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
6年末(1)	351	162	513	231	96	327	120	66	186
(%)	100.0	100.0	100.0	65.8	59.3	63.7	34.2	40.7	36.3
5年末(2)	419	185	604	196	123	319	223	62	285
(%)	100.0	100.0	100.0	46.8	66.5	52.8	53.2	33.5	47.2
(1) - (2) (%)	-	-	-	19.0	-7.2	10.9	-19.0	7.2	-10.9

(表2) 畜産特別資金（大家畜）の負債減少の要因内訳

(単位：戸、%)

区分	集計戸数			負債減少戸数計				北海道				府県			
	北海道	府県	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
6年末(1)	351	162	513	226	84	17	327	170	51	10	231	56	33	7	96
(%)	100.0	100.0	100.0	44.1	16.4	3.3	63.7	48.4	14.5	2.8	65.8	34.6	20.4	4.3	59.3
5年末(2)	419	185	604	235	61	23	319	160	17	19	196	75	44	4	123
(%)	100.0	100.0	100.0	38.9	10.1	3.8	52.8	38.2	4.1	4.5	46.8	40.5	23.8	2.2	66.5
(1)-(2)(%)	-	-	-	5.1	6.3	-0.5	10.9	10.2	10.5	-1.7	19.0	-6.0	-3.4	2.2	-7.2

(注) A：借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少、B：借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加、C：借入金残高は増加したが、買掛・未払金残高は減少

しましたが、買掛・未払金残高は増加 B) が 10.1%から 16.4%に上昇しています。

- ② この「借入金残高は減少しましたが、買掛・未払金残高は増加 B)」については、北海道が 10.5 ポイント上昇し、府県は 3.4 ポイント低下しています。

ウ (表3) 負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加 C)」の割合が 5.1 ポイント前年末より低下。

- ① 負債増加戸数の割合は、全体の 36.3%で前年末より 10.9 ポイント低下し、その内容(3区分)をみると、「追加投資なく負債増加 C)」が 20.5%から 15.4%に低下しています。
- ② この「追加投資なく負債増加 C)」については、北海道が 12.3 ポイント低下し、府県は 10.7 ポイント上昇して

います。

エ (表4) 利子請求戸数の減少要因は経営中止が多い。

- ① 利子請求戸数の減少要因は、経営中止 26 戸 (50.0%)、繰上完済 15 戸 (28.8%)、約定完済 11 戸 (21.2%) の順となっています。
- ② 北海道、府県ともに経営中止が多く、北海道では 17 戸 (60.7%)、府県では 9 戸 (37.5%) となっています。

(2) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）

ア (表5) 6 年末の負債減少戸数の全体に占める割合が 14.2 ポイント上昇、負債増加戸数が 14.2 ポイント低下し、前年末より改善。

- ① 報告があった 441 戸のうち、負債

(表3) 畜産特別資金（大家畜）の負債増加の要因内訳

(単位：戸、%)

区分	集計戸数			負債増加戸数 A+B+C			投資による増加 (追加投資額≥増加額) A			投資による増加 (追加投資額<増加額) B			追加投資なく負債増加 C		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
6年末(1)	351	162	513	120	66	186	66	19	85	16	6	22	38	41	79
(%)	100.0	100.0	100.0	34.2	40.7	36.3	18.8	11.7	16.6	4.6	3.7	4.3	10.8	25.3	15.4
5年末(2)	419	185	604	223	62	285	98	21	119	28	14	42	97	27	124
(%)	100.0	100.0	100.0	53.2	33.5	47.2	23.4	11.4	19.7	6.7	7.6	7.0	23.2	14.6	20.5
(1)-(2)(%)	-	-	-	-19.0	7.2	-10.9	-4.6	0.4	-3.1	-2.1	-3.9	-2.7	-12.3	10.7	-5.1

(表4) 畜産特別資金（大家畜）の利子請求戸数の減少要因

(単位；戸、%)

区分	年度	減少戸数	内 訳		
			経営中止	繰上完済	約定完済
北海道	6年度	28 (100.0)	17 (60.7)	7 (25.0)	4 (14.3)
	5年度	50 (100.0)	28 (56.0)	5 (10.0)	17 (34.0)
府 県	6年度	24 (100.0)	9 (37.5)	8 (33.3)	7 (29.2)
	5年度	22 (100.0)	7 (31.8)	8 (36.4)	7 (31.8)
計	6年度	52 (100.0)	26 (50.0)	15 (28.8)	11 (21.2)
	5年度	72 (100.0)	35 (48.6)	13 (18.1)	24 (33.3)

(表5) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の負債増減の戸数内訳

(単位；戸、%)

区分	集計戸数			負債減少戸数			負債増加戸数		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
6年末(1)	213	228	441	142	169	311	71	59	130
(%)	100.0	100.0	100.0	66.7	74.1	70.5	33.3	25.9	29.5
5年末(2)	246	292	538	130	173	303	116	119	235
(%)	100.0	100.0	100.0	52.8	59.2	56.3	47.2	40.8	43.7
(1) - (2) (%)	-	-	-	13.8	14.9	14.2	-13.8	-14.9	-14.2

減少戸数は311戸（全体の70.5%）、負債増加戸数は130戸（同29.5%）となっています。

- ② 5年末、6年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が56.3%から70.5%に上昇、負債増加戸数の割合が43.7%から29.5%に低下しています。

イ（表6）負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が12.3ポイント前年末より上昇。

- ① 負債減少戸数の割合は、全体の70.5%で前年末より14.2ポイント上昇し、その内容〔3区分（下表の（注）を参照）〕をみると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」が

(表6) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の負債減少の要因内訳

(単位；戸、%)

区分	集計戸数			負債減少戸数計				北海道				府県			
	北海道	府県	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
6年末(1)	213	228	441	218	80	13	311	109	25	8	142	109	55	5	169
(%)	100.0	100.0	100.0	49.4	18.1	2.9	70.5	51.2	11.7	3.8	66.7	47.8	24.1	2.2	74.1
5年末(2)	246	292	538	200	79	24	303	100	16	14	130	100	63	10	173
(%)	100.0	100.0	100.0	37.2	14.7	4.5	56.3	40.7	6.5	5.7	52.8	34.2	21.6	3.4	59.2
(1) - (2) (%)	-	-	-	12.3	3.5	-1.5	14.2	10.5	5.2	-1.9	13.8	13.6	2.5	-1.2	14.9

(注) A：借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少、B：借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加、C：借入金残高は増加したが、買掛・未払金残高は減少

(表7) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の負債増加の要因内訳

(単位：戸、%)

区分	集計戸数			負債増加戸数 A+B+C			投資による増加 (追加投資額≥増加額) A			投資による増加 (追加投資額<増加額) B			追加投資なく負債増加 C		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
6年末(1)	213	228	441	71	59	130	35	20	55	11	3	14	25	36	61
(%)	100.0	100.0	100.0	33.3	25.9	29.5	16.4	8.8	12.5	5.2	1.3	3.2	11.7	15.8	13.8
5年末(2)	246	292	538	116	119	235	66	50	116	13	11	24	37	58	95
(%)	100.0	100.0	100.0	47.2	40.8	43.7	26.8	17.1	21.6	5.3	3.8	4.5	15.0	19.9	17.7
(1)-(2)(%)	-	-	-	-13.8	-14.9	-14.2	-10.4	-8.4	-9.1	-0.1	-2.5	-1.3	-3.3	-4.1	-3.8

(表8) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の利子請求戸数の減少要因

(単位：戸、%)

区分	年度	減少戸数	内 訳		
			経営中止	繰上完済	約定完済
北海道	6年度	18 (100.0)	8 (44.4)	6 (33.3)	4 (22.2)
	5年度	19 (100.0)	16 (84.2)	3 (15.8)	0 (0.0)
府 県	6年度	46 (100.0)	20 (43.5)	16 (34.8)	10 (21.7)
	5年度	24 (100.0)	10 (41.7)	11 (45.8)	3 (12.5)
計	6年度	64 (100.0)	28 (43.8)	22 (34.4)	14 (21.9)
	5年度	43 (100.0)	26 (60.5)	14 (32.6)	3 (7.0)

37.2%から49.4%に上昇しています。

- ② この「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」については、北海道が10.5ポイント、府県は13.6ポイントそれぞれ上昇しています。

ウ (表7) 負債増加戸数では、「投資による増加(追加投資額≥増加額)A」の割合が9.1ポイント前年末より低下。

- ① 負債増加戸数の割合は、全体の29.5%で前年末より14.2ポイント低下し、その内容(3区分)をみると、「投資による増加(追加投資額≥増加額)A」が21.6%から12.5%に低下しています。
- ② この「投資による増加(追加投資額≥増加額)A」については、北海道が10.4ポイント、府県も8.4ポイントそれぞれ低下しています。

エ (表8) 利子請求戸数の減少要因は経営中止が多く、次いで繰上完済、約定完済の順。

- ① 利子請求戸数の減少要因は、経営中止28戸(43.8%)、繰上完済22戸(34.4%)、約定完済14戸(21.9%)の順となっています。
- ② 北海道、府県ともに経営中止が多く、北海道では8戸(44.4%)、府県では20戸(43.5%)となっています。

問合わせ先

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

担当：根本

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

●中央畜産会からのお知らせ●

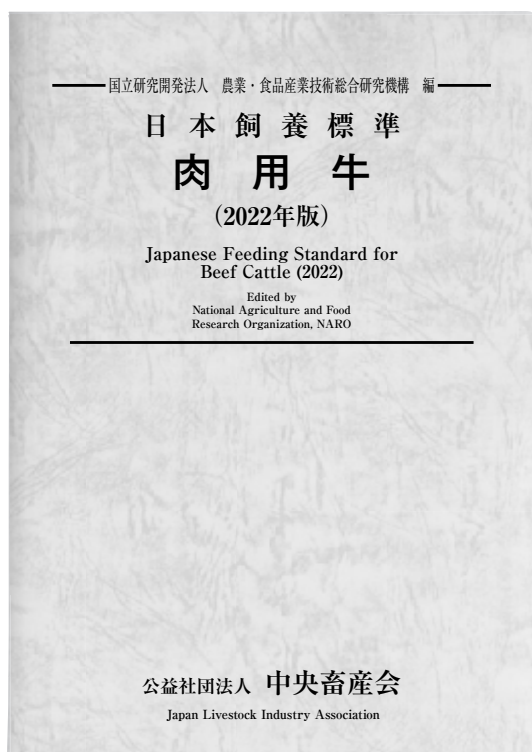
日本飼養標準・肉用牛

－(2022年版)－

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

畜産リノベ資金

(旧 畜特資金)

長期・低利の借換資金と経営改善指導を組み合わせることで、効果的な経営改善を図る制度資金です

早期の借入で
経営再建に成功!



畜産リノベ資金はこんな資金です

ポイント

01

毎年の返済・金利負担を軽減し、資金繰りに余裕ができます!

畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。

償還期限

酪農・肉用牛：25年以内(うち据置期間5年以内)
養豚：15年以内(うち据置期間5年以内)

貸付金利

2.50% (令和8年3月18日現在)
最新の金利は、金融機関にご照会ください。

ポイント

02

地域の専門家が一体的に経営改善をサポートします!

借入金の借換に加え、個々の経営の課題に対し、畜産協会、金融機関、JA 営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師、行政機関からなる支援協議会が一体的に経営改善をサポートし、効果的な経営改善に取り組むことができます。



個々の経営課題をサポート

支援協議会

普及指導員、行政機関、金融機関、畜産協会、獣医師、JA営農指導員 など

ポイント

03

この資金を活用後、地域の優良経営体となった事例も!

本資金を活用した経営体の多くは経営を継続しており、優良経営体として表彰を受けた経営体も出ています。

(公社)中央畜産会 令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会

【優秀賞・農林水産省畜産局長賞】

北海道 有限会社福田農場

『経営中止の危機からの逆転 一土づくりが生む絶品「美蘭牛 福姫」』

資料PDF: https://jia.fn.gr.jp/business/superior/23prize/05_r5_fukuda.pdf

受賞者の
資料はこちら



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!



畜産リノベ資金

よくあるご質問



Q 貸付けはいつでも受けられるのですか？

A 5月末、8月末、11月末及び翌年2月末の計4回を貸付日としています。ただし、状況に応じ、別途貸付日を定めることもありますので、まずは農協等金融機関にご相談ください。

Q どのような借入金が借換対象になりますか？

A 畜産経営の借入金のうち、その年の返済金額の不足分が借換対象となります。なお、事業対象期間の最終年度(直近では令和9年度)に、一定の条件の下で残高一括借換も可能となります。

Q 畜産リノベ資金を借り入れたことで、必要な新規投資ができなくなることが心配です。

A 資金借入後も、審査委員会で、新規投資の妥当性や経営改善効果を検証し、真に経営改善に必要と判断される投資は認めています。

[これまでに認められた新規投資の例]

- トラクター、飼料生産機械等、経営再建に必要不可欠な機械の導入
- 畜舎の補改修
- 費用対効果を勘案した上での発情発見装置の導入 等

Q 経営改善計画の様式には、家計費を記述する欄があります。家計費についても指導を受けなければならないのですか？

A 経営改善計画では、家計費を含む収支のバランスや、将来のライフイベントが考慮されているかの確認を行います。家計の細かな支出の管理・指導までは目的としておりません。

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 9



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介いたします。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介いたします。

●配信中的内容●

特別編 ヨーロッパアルプ酪農の力とチーズ街道 オーストリア・ブレゲンツァーヴァルト / 総集編 天皇杯を受賞した畜産経営と登竜門・全国優良畜産経営管理技術発表会 / 和牛の成り立ちの大きな存在「蔓牛」竹の谷 蔓 岩倉 蔓 周助 蔓 ほか

ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介いたします。

●配信中的内容●

日本畜産学会100周年 第132回大会 総集編 / 全日本ホルスタイン共進会に向けて ~高校生たちの奮闘~ 群馬県立吾妻中央高等学校 第8回九州連合ホルスタイン共進会 ほか

なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介いたします。

●配信中的内容●

国際養鶏養豚総合展2024 総集編 / 総集編 畜産に携わる若者と女性の力 / 令和6年度全国畜産縦断いきいきネットワーク大会 ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月~金曜日
朝7時~

「がんばる! 畜産! 9」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和8年4月分〕

令和8年4月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和8年8月上旬に公表する予定です。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
北海道	1,322,088 円	1,178,646 円	—	静岡県	1,335,900 円	1,126,950 円	—
青森県	1,326,822 円	1,149,461 円	—	新潟県	1,341,584 円	1,127,837 円	—
岩手県		1,126,402 円	—	富山県		1,116,821 円	—
宮城県		1,141,684 円	—	石川県 ^{※2}	1,582,398 円	1,101,279 円	—
秋田県		1,147,847 円	—	福井県	1,341,584 円	1,093,551 円	—
山形県		1,111,362 円	—	岐阜県	1,426,585 円	1,172,996 円	—
福島県		1,141,827 円	—	愛知県		1,132,119 円	—
茨城県		1,158,241 円	—	三重県	1,354,474 円	1,121,327 円	—
栃木県	1,155,165 円	—	滋賀県	1,099,178 円		—	
群馬県	1,175,363 円	—	京都府	1,124,684 円		—	
埼玉県	1,159,337 円	—	大阪府	1,079,494 円	—		
千葉県	1,335,900 円	1,129,680 円	—	兵庫県 ^{※2}	1,568,392 円	1,493,150 円	—
東京都	1,181,464 円	—	—	奈良県	1,354,474 円	1,069,198 円	—
神奈川県	1,129,616 円	—	—	和歌山県		1,071,308 円	—
山梨県	1,115,559 円	—	—	鳥取県	1,327,962 円	1,148,742 円	—
長野県	1,135,572 円	—	—	島根県		1,122,714 円	—

（つづく）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
岡山県	1,327,962 円	1,091,622 円	—	佐賀県	1,329,978 円	1,115,405 円	—
広島県		1,100,829 円	—	長崎県		1,119,026 円	—
山口県		1,101,802 円	—	熊本県		1,129,592 円	—
徳島県	1,358,391 円	1,133,726 円	—	大分県		1,114,862 円	—
香川県		1,126,518 円	—	宮崎県		1,115,728 円	—
愛媛県		1,084,046 円	—	鹿児島県		1,109,252 円	—
高知県		1,082,981 円	—	沖縄県		1,320,708 円	1,077,770 円
福岡県	1,329,978 円	1,120,985 円	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払) ^{※1}
交雑種	866,165 円	739,294 円	—
乳用種	510,103 円	521,614 円	3,359.9 円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額です。

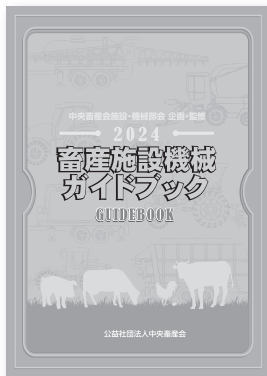
※2 ※2を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

中央畜産会の刊行図書

中央畜産会施設・機械部会 企画・監修

2024

畜産施設機械ガイドブック



わが国の畜産物は、畜産経営における生産性の向上、省力化、低コスト化の実現により安定供給を図ってきました。それを可能にしたのは、生産者とともに発展し技術革新してきた畜産施設・機械です。

本書は中央畜産会の賛助会員である施設・機械部会の会員並びに畜産施設・機械メーカーからの協力を得て畜産経営を支える76社の施設・機械・器具・資材等を収録し、用途別に収録したものです。

経営形態、目的、地域環境を踏まえた畜産施設・機械の導入を行う上で、大いに参考となる一冊です。

- 第1章 飼料用施設・機械
- 第2章 牛用施設・機械・器具
- 第3章 豚用施設・機械・器具
- 第4章 家さん用施設・機械・器具
- 第5章 畜産環境・衛生対策用施設・機械・器具
- 第6章 畜舎・ICT関連・資材・その他

◎畜産 ICT 事業対象機械には★(オレンジ色)のマークを付けています。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)
 TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
 E-mail book@jlja.jp URL http://jlja.lin.gr.jp/

価格
4,180 円
(税込)
※送料別